

電話診療による処方箋発行について

新型コロナウイルスの感染防止する観点から、慢性疾患等で定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して電話診療による処方箋発行ができるようになりました。

(令和2年2月28日付厚生労働省通知)

【対象患者】

慢性疾患等により当院で定期的に処方を受ける方

(※ 医師の判断で電話での対応ができない場合があります。)

【処方できるお薬】

これまで定期的に処方されていた慢性疾患等に対するお薬

(※ 医師の判断で必要なお薬が追加される場合があります。)

【注意事項】

①電話診療を実施できない診療科があること。

医師の診察が不可欠な診療科では、電話診療を実施できない患者がいる場合があります。

②臨時的な取り扱いであること。

今回の取扱い（電話診療による処方箋発行）は、新型コロナウイルス感染患者の発生状況を踏まえ臨時的な取扱いですので、状況等の変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われることとされています。

ご不明な点は、医事課へお問い合わせください。

病院長